

日本古典全書

古

事

記

上

監修

高木市之助
山岸德平

久松潛一
小島吉雄

古事記

上

神田秀夫
太田善麿
校註

朝日新聞社刊
日本古典全書

神田秀夫（かんだひでを）

大正二年東京生。昭和十一年東京大學國文學科卒業。武藏大學人文學部教授。主著—古事記の構造、人麻呂歌集と人麻呂傳等。

太田善麿（おほたよしまる）

大正七年東京生。昭和十六年東京大學國文學科卒業。東京學藝大學教授。主著—日本古代文學思潮論四卷。

日本古典全書

「古事記」上 神田秀夫 校註
太田善麿

昭和三十七年五月二十日初版發行

昭和四十九年三月三十日第八刷發行

印刷所 株式會社精興社

發行所 朝日新聞社（東京都千代田區

有樂町・大阪市北區中之島・北九

州市小倉區砂津・名古屋市中區榮）

定價 七二〇圓

目次

解

説

古事記の成立について

三

校訂

八四

古事記の神話・傳説について

三五

文體

一〇三

古事記の歌謠詞章について

四〇

讀みくだし(以上、神田)

一五五

古事記の研究史について(以上、太田)

六〇

参考文献(太田)

一六〇

例

一六三

凡本

文

一六五

序

一六五

みそぎ

一六五

天地初發

一六五

三貴子

一九八

おのごろ島

一六五

高天の原

二〇〇

島生み

一六五

うけひ

二〇三

神生み

一六五

天の石屋戸

二〇九

火のかぐ土

一六五

八またのをろち

二一七

黄泉の國

一六五

八雲立つ出雲

二二三

目

次

一

目次

二

稻羽の白兔	三二	猿田びこ	二六
手間山	三七	天孫降臨	二九
根の國	三六	木の花のさくやびめ	三五
八千矛のうた	三五	海幸山幸	三七
少名びこな	二四	わたつみの宮	二八
神勅	二五	鹽みつ珠・鹽ふる珠	二〇
天若日子	二四	鵜かやふきあへず	二二
建御雷	二六		
補註	二四		
校異補記	二七		

古 事 記

上

太 神
田 田
善 秀
磨 夫

解 説

古事記の成立について

(一)

古事記は、天武天皇の御企畫にもとづき、その内容が形成されつつあつたものであるが、その御代には功を終へず、元明天皇の詔をまつて、太安萬侶が和銅五年(七三)に撰進した一部三卷の史籍である。その上卷は神代の記事、中卷は神武天皇から應神天皇までの記事、下卷は仁德天皇から推古天皇までの記事を含んでゐる。

その書名は、本書の序文(上表文)に「舊辭」の語も見え、別に「舊事紀」とか「古語拾遺」とか稱する書もあるところから、古事Ⅱ舊事Ⅱ舊辭Ⅱ古語で、「古事」も「ふること」と訓むのが本來であつたらうといふ説もあるが、命名者や命名の事情など全く明らかにされて居らず、一般には「こじき」と音で呼び慣はしてゐる。

本書の成立事情を直接傳へてゐるものは、撰者太安萬侶が書いた序文だけである。それによれば、天武天皇が、當時諸家に藏されてゐた「帝紀」及び「舊辭」の誤りや亂れが甚だしいのを憂慮され、「僞を削り實を定め」る業をおこさんとして、當時二十八歳であつた舍人稗田阿禮に勅語して「帝皇日繼」及び「先代舊辭」を誦習せしめられたが、その時完成にまで至らなかつたのを、元明天皇が和銅四年秋になつて太安萬侶に命じて、阿禮が口誦するところの勅語の舊辭を撰錄せしめ、翌年正月に完成進上したといふのである。細部には疑點も存するが、大概是信すべきもののやうである。

ところで、阿禮の誦習のことであるが、これはやはり諳誦の意に解すべきであらう。大智度論五十六に、
聞已用ニ信力ニ故受、念力故持、得ニ氣味ニ故常來承奉諮受、故親近、親近已、或看レ文或口受、故言レ讀、爲ニ常得不忘故誦、宣ニ傳、未聞故言ニ爲ニ他説、聖人經書直説難レ了故解レ義、
とあり、法華經文句上八法師品の釋に、

此品五種法師、一受持、二讀、三誦、四解説、五書寫、大論明ニ六種法師、一信力故受、念力故持、看レ文爲レ讀、不レ忘爲レ誦、宣傳、爲レ説、聖人經書難レ解須ニ解釋、六種法師、今經合ニ受持爲レ一、合ニ解説ニ爲レ一、開ニ讀誦爲レ二、足ニ書寫ニ爲レ五、

と見える。これによれば、讀經と誦經とは同じではなく、前者は經文を看讀すること、後者は經文を誦誦することである。古事記の撰錄者太安萬侶は、この仕事にあたつて、絶えず漢譯佛典を想ひ浮かべてゐた

徴候をのこしてゐるから、かかる詞句にも、佛典の知識が現はれてゐると見るのが自然であらう。

(二)

古事記はまことに正體のはつきりしない存在である。甚だ捉へどころのない、いや捉へどころはあるのであらうが、謂はば把握に困難な對象なのである。しかも、その正體などどうでもよからうと言ひ放つて閑却して置くには、いかにも抵抗が感じられる、それだけの實體を豫感させる質量を有する存在なのである。そこで古來、と言つても主として近世以降のことであるが、古事記は、あかも言はれ、かうも言はれ、いろいろに規定し試みられて來てゐるのである。

古事記に續いて、養老四年（七二〇）に日本書紀三十卷（系圖一卷が別にあつたといふが今に傳はらない）の編修が成つてゐる。從來、古事記は日本書紀に先がけて成つた素朴純粹な固有傳承の書であり、日本書紀はそれに對して甚だ多くの反省潤色を加へた大陸文化追隨の史書であるといふやうな考へ方が廣く行はれてゐた。しかし近時は、兩者の内容の檢討が進むにつれて、一概に古事記は古く日本書紀は新しいと言ひきれないことがわかつてきた。最終的に成立した年時は、古事記の方が八年だけ古いことは疑ふべきでないが、その内容全體を通して見ると、日本書紀よりも古事記を新しいとしなければならぬ徴候が種々指摘されるのである。諸氏の祖先の書き方などに最も端的にそれが現はれてゐると言へるが、その神話の體系

にしても、古事記の所傳の方が高度の反省を経てゐると見るべき點が多い。

しばしば、「古事記は對内的なもの、書紀は對外的なものである」あるいは「一口に言へば古事記は文學、書紀は歴史である」などと說かれてきたのは誤りではない。しかし、上記のやうに、古事記が漫然と古傳承の類を採集してできたものでないことが明瞭になつてきたので、たださう言つて濟ましてゐるわけには行かず、この種の書がほぼ時を同じくして、記紀として竝んで產出された要因や條件を考へなければならぬことになつた。

古い學者の中には、天武天皇の復古主義的思想とか、天智天皇と天武天皇との不和對立とかいふことを根據においてこれを説明しようとした人もあり、近時のある學者は、天武天皇の豪族的・英雄的性格が、大陸文化主義に反撥して古事記を求めしめたのだと說いてゐる。これらも傾聽すべきこと言ふまでもないが、現實の古事記が、元明天皇の詔命にもとづいて成立してゐるといふ點を無視するのは正しくない。

古事記そのものには、上層貴族の思想・感情の要求と下級官人の思想・感情のそれ、また律令制的な理念・方法と氏姓制的な理念・方法、さういふものの統合を積極的に求め試みたあとが示されてゐると言へるであらう。即ち、古事記は、單にとり殘されて傳はつた遺物の記録であるとか、あるいは復古反動を基盤とした開明性のない教義託宣の書であるとか、あるいは當座の政治的要求に奉仕した作爲宣傳の文章であるとかいふ以上に、當時の歴史竝に社會に何らか新局面を創り拓かうとした努力の所產と見るべきもの

と思はれる。

古事記序文によれば、古事記の成立に於いては、舍人といふ身分の低い立場にある稗田阿禮と、のちには民部卿にもなつた當代の第一線の學識者太安萬侶との、口誦と文筆との協業といふ謂はば尋常ならざる事態がおこつてゐるが、これも古事記の質にかかはることであつて、偶然の事ではない。古事記の上卷に見られる神話・傳説をはじめ、多くの歌謠詞章を含む中下卷の説話や物語には、少なからざる文藝性が感じられるのであるが、それらは明確な意識もないままに全く偶然に残存傳承の斷片を合綴して得たものとは見られないのであつて、それらにはしばしば極めて創意に富む構成力が作用してゐることがわかる。なほ、これらの點については、別に説かう。

(三)

古事記の正體の把握し難い事情をよく物語る徵候の一つとして、古事記僞書説の出現を擧げることができる。その説は、はやく近世から出されて居り、沼田順義は「級長戸風」において、日本書紀や續日本紀に古事記制作・撰上關係の記事が全く見えぬのを不審として、古事記を僞書と斷じて、

意おもふに天武天皇の詔をしるせる書もありしによりて、安萬侶になずらへ、なまさかしきをのこのつくりいだし、僞書なりけらし。

と説いてゐる。しかしこれが詳しく論じられたのは、比較的新しいことであつて、中澤見明氏の「古事記論」、筏勳氏の「上代日本文學論集」、松本雅明氏の「古事記の奈良朝後期成立について」（史學雜誌第六編八・九號）など、それぞれ論旨や論據は必ずしも一樣ではないが、いづれも傾聽すべき内容をもち、注目値する事實の發見と解釋とを含むものであつたのである。

結論的に言つて、これらの古事記偽書説は是認し難いが、なほここでは、これらの所説の含む積極的意義について省みておきたいと思ふ。古事記について、偽書説が起るのには、どういふ理由と根據とを認めるべきであらうか。古事記がいかなるものであることによつて、即ちいかなる要素を含み、いかなる條件を帶するものであることによつて、これらの偽書説の成立の可能性が研究家（ごく限られた範圍ではあつたにしても）の間に信じられたのであつたか。

従前は、古事記の成立といふ事については、何がなし不自然乃至佞屈なものを感じさせる所説が通説的に行はれてきた。ことに困難を覚えしめたのは、古事記の内容に關する説明と、その成立の經緯に關する説明とが、どうもびつたりとしなかつたといふ點であつたが、それは古事記偽書説が指摘する諸疑點を正當に解釋することによつて克服されるのではあるまいかと思はれる。ここに、古事記偽書説が重要な所據として掲げてゐる點をとりあげてみると、

- (1) 古事記の撰修に關する天武天皇の思召竝に實際的なお仕事が、日本書紀の天武天皇卷に記錄されて

ゐないのは何故か。萬一、その當時の事實は知られてゐなかつたとしても、日本書紀完成以前に古事記が成立してゐたとすれば、それを客觀的資料として、その史實を記錄すべきであつたらう。

(2) 古事記の撰上に關する記錄が、續日本紀の和銅五年正月條その他、公式國史に載つてゐないのは何故であるか。

(3) 古事記の内容は、著しく歌謠詞章を偏重し、國家的な史籍としての體をなしてゐない。特定の家あるいは特殊な關心をもとにした撰錄物らしく見られるのは何故か。

(4) 古事記の用字は、他の當時の文獻に比較すると非常に新しい體系をもつてゐる。かういふものは、新しい時代でなければ書けないのではないか。

(5) 古事記の傳來のし方が、勅撰史籍たるものとしては不相應に貧弱であると言へないか。傳本も中世以降のものしかない。奈良時代以來、正規の史籍として尊重された形跡が全くないのは何故か。

主な點は、以上のやうなものであるが、これらはいづれも古事記なる存在に結びつく正當な疑義であつて、これらに答へずに古事記の實體を捉へることは困難であらう。全く、もしかの上代特殊假名遣の研究の成果がなかつたならば、これらの疑義を完全にはらして古事記の眞作たる所以を立證し盡すことは不可能であつたかと思はれるほど、これらの諸點には疑義としての正當性がある。

古事記の本質的な性格を考へる上には、これらの疑義を正當にとりあげ、それに綜合的に答へる必要が

あらう。そしてそこに、古事記の、謂はば白鳳期の文學事象としての意味を見出して行くことが重要だと思はれる。文學は、つねに、官のものではなくて野のものである。古事記僞撰説は、「古事記は文學的なものである」といふよりも「古事記は官撰史籍的ならざるものである」といふ形で爲されてゐるが、實はこれは「古事記は在野的な性格を含むものである」といふ形で爲されてもよかつたと思はれる。先に掲げた疑義のいくつかは、いづれも、古事記が在野的性格をもつてあらしめられた現實の要素と條件によつて理解できるものばかりである。そしてその在野的なものが、當時あへて何故に求め出されたかといふことを考へる時に、文學史上の問題が提起されてくると思はれるのである。

(四)

古事記は、如何なる理由と動機とをもつて産出されたのであつたらうか。このことについては、既にいくらか觸れてきたのであるが、その際にも言及した通り、古事記の成立の経緯を、日本書紀のそれと合せて検討する必要がある。ここでは、結論的に、簡単に述べるにとどめる。記紀は、いづれも大化改新以來の律令體制の推進の現實的・政治的な要求にもとづいて産出されたものである點は共通であるが、その目的に達する方法として、日本書紀は謂はば技術的對策としての意味をもち、古事記は謂はば呪術的對策としての意味をもつものとして求め出されたといふのが、兩者の成立關係の最も重要な着眼點であると言

へる。

ところで、ここに技術的對策並びに呪術的對策と稱した意味について、多少説明を加へることを許していただきたい。まづ、技術的對策といふのは、その社會における知識・意識・技術面を基本として立てられる處理の方策のことであり、その要求と效果とが論理的に計量・測定されるものを言ふとしてよからう。これに對して、呪術的對策といふのは、勿論必ずしも呪術そのものによる對策といふ意ではなく、技術に對立する概念として呪術と呼ぶのであるが、これはその社會における感情・習慣・技能等を基本として立てられる處理の方策であり、その要求と效果とは直觀的に覺知されるものを言ふとすることができ。そしてこの技術的・呪術的兩面の對策は、具體的な政治においては、いかなる社會においても實踐的に絶えず要求されてゐるものであり、その意味においては今日のすべての社會においてもそれが見出されるものといふことができる。この事情は、人間なる存在の正體が完全に残りなく明るみに出され、過去のものとなり切るまで、本質的に變更されることはないであらう。今日の重大な課題に關して言へば、核爆發の實驗、その停止と再開、またそれらをめぐつての宣言の内容、またこれらのことがらの時機の選擇等にも、上述の技術的對策と呪術的對策とが極めて複雑に錯綜してゐるのであるが、國際間の機微の問題について立入つた言及を試みるのは避けるとして、國內例の比較的わかりよく、また差障りのないものを挙げれば、榮典とか恩赦とかの制度とその運用、また國民の祝祭日の制定などのこともある。これらの呪術

的對策によつて期待できるものは、純粹に客觀的に算出された結果の獲得といふことではなく、現實の社會・國民生活に基づいて民心の趨向を導かうとするところにねらひがあると言へよう。その效果は、計算的には何ら保障されてゐないにも拘らず、施策として要求され、その效果がもたらされると信じられてゐるのである。

ところで、一體に、すばらしい構想の呪術的對策が生み出される時代乃至社會においては、必ずそれに應ずる雄大な技術的對策が進められてゐると言へる。その意味で、そこに示された呪術的對策なり技術的對策なりは、それぞれその背後に樹立されてゐる他面の對策をよく暗示するものであると言へる。安易に榮典を増益し、恩赦を擴大し、祝祭日を追加するやうなことで民心を導かうとする種類の呪術的對策が若し立てられるとするならば、そこに實行されてゐる技術的對策の貧しさが當然測定されることになる。これに對して、國家の予算の大きな部分を割いて、全世界に向つて信義と友愛を深めるための國民的大運動を展開するといふやうな呪術的對策が樹てられたとしたならば、そこに行はれてゐる技術的對策といふものは、非常に確かで大きいと測定することができであらう。なほ十分ではないが、ここに言ふ技術的對策・呪術的對策のあらましの意味は、以上の如きものである。

律令體制をとることになつて以來、その體制の系列に屬する史籍は、絶えず求められ續けてきた。それは律令を緯とすれば、經たる意味を負ふべきもので、相まつて律令社會の成り立ちを、その根據を示すべ